百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百十五
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の八十四
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の五十五
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の二十七
二百四十万円以上	零

(2)　被用者保険等保険者である組合　零

四　前三号に掲げる部分以外の部分　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

第十七条中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

附則第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで　削除

附則第八条中「被用者保険等保険者」を「被用者保険等保険者（高齢者医療確保法第七条第三項」に改め、同条の表第二条第一項の項中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項」を「法第七条第三項」に、「同項」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項」に改め、同表中

第二条第一項第二号	保険者	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び
		被用者保険等保険者
		算定政令附則第八条において準用するロ
第二条第一項第三号	保険者	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び
		被用者保険等保険者

を

第二条第一項第二号	保険者	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び
		被用者保険等保険者
		国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第八条において準用するロ
第二条第一項第二号ロ	保険者	する被用者保険等保険者
	承継した保険者	被用者保険等保険者の
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び	ロに
第二条第一項第三号	保険者	する被用者保険等保険者
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び	ロに
第二条第一項第三号ロ	保険者	被用者保険等保険者

に改め、同表第二条第二項の項中

前項ただし書	算定政令附則第八条において準用する前項ただし書
成立保険者等	成立被用者保険等保険者等

を

成立保険者等

に、

概算前期高齢者交付金

を

概算前期高齢者交付金	概算療養給付費等
「同年度	「前々年度

和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項」に改め、同表中

第二条第一項第二号	保険者	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び
		被用者保険等保険者
		国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）附則第八条において準用するロ
第二条第一項第二号ロ	保険者	する被用者保険等保険者
	承継した保険者	被用者保険等保険者の
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び	ロに
第二条第一項第三号	保険者	する被用者保険等保険者
	次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及び	ロに
第二条第一項第三号ロ	保険者	被用者保険等保険者

を

概算前期高齢者交付金	概算療養給付費等
「同年度	「前々年度